

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

告 示

○土地改良区の定款の変更の認可..... (農業施設管理課)	35
○道営土地改良事業計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (農業施設管理課)	35
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	35
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	35
○道路の供用の開始..... (道路課)	36
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	36

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	36
○特定調達契約に係る入札の公告.....	37

道収用委員会告示

○裁決手続開始の決定.....	38
-----------------	----

告 示

北海道告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

認可年月日	土地改良区名
平成25. 5. 8	厚沢部土地改良区
同 25. 5. 9	栗山土地改良区

北海道告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（中の川地区（農業用道路、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道後志総合振興局に備え置いて、平成25年5月22日から20日間、一

般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、道営土地改良（寿地区経営体育成基盤整備〔一般型〕（農業用排水施設、暗渠排水、区画整理））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、平成25年5月22日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第344号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 根室市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び根室市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第345号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡共和町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 石勝高原幾寅線 北海道上川総合振興局 旭川建設管理部	空知郡南富良野町字幾寅3362番地先から 同郡南富良野町字幾寅901番地先まで	平成25. 5.21
道道 上風連奥行線 北海道釧路総合振興局 釧路建設管理部	野付郡別海町奥行15番14地先から 同郡別海町奥行15番14地先まで	同

北海道告示第347号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成25年5月21日

北海道知事 高橋 はるみ

1 施行者の名称	遠軽町
2 都市計画事業の種類及び名称	遠軽都市計画道路事業（3・6・9号岩見通及び3・4・5号鴻之舞通）
3 事業施行期間	平成25年5月21日から平成29年3月31日まで
4 事業地（取用の部分）	紋別郡遠軽町学田2丁目及び学田3丁目地内

道教育庁教育局告示

北海道教育庁オホーツク教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年5月21日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 148台 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年5月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 NECキャピタルソリューション株式会社
 - (2) 住 所 東京都港区芝5丁目29番11号
- 4 落札金額
517,650円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年3月29日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第19号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月21日

北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量
 - ア A重油その1（網走養護学校） 160,330リットル
 - イ A重油その2（紋別養護学校ひまわり学園分校） 35,999リットル
 - ウ A重油その3（紋別養護学校） 100,263リットル
 - エ A重油その4（紋別高等養護学校） 172,331リットルアからエまでについては、それぞれの入札による。
 - (2) 調達をする物品等の仕様等 J I S 1種2号
 - (3) 契 約 期 間 契約締結の日から平成26年5月31日まで
 - (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格（暖房燃料）を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項による石油販売業の届出をしている者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
 - (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
 - ア 申 請 の 時 期 平成25年5月21日（火）から同年6月21日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
 - イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
 - ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
 - 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 - 5 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎1階保健所会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室）
 - (2) 入 札 日 時
 - ア 1の(1)のア及びイ 平成25年7月2日（火）午前9時30分
 - イ 1の(1)のウ及びエ 平成25年7月2日（火）午前10時30分
（送付による場合は、同月1日（月）午後5時までに必着）
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
 - 6 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
 - 7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

- (1) 名称及び数量 A重油 934,239リットル
 (2) 予定時期 平成25年9月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁オホーツク教育局ホームページ
 (<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/okh/kokuji.htm>)
 においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
 (2) 所在地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
 電話番号 0152-41-0785

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

- a Fuel oil A (JIS class1, No.2) 160,330 liters
 b Fuel oil A (JIS class1, No.2) 35,999 liters

- c Fuel oil A (JIS class1, No.2) 100,263 liters
 d Fuel oil A (JIS class1, No.2) 172,331 liters

B Bid tendering date and time :

- a a, b 9:30 A.M., July 2, 2013
 b c, d 10:30 A.M., July 2, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., July 1, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome, Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
 Phone : 0152-41-0785

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第12号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成25年5月21日

北海道収用委員会会長 山口 均

- 事件名
平成25年（収）第2号帯広圏都市計画道路事業3・2・309号2丁目通及び3・4・304号上美生通収用事件
- 起業者の名称
北海道
- 事業の種類
帯広圏都市計画道路事業3・2・309号2丁目通及び3・4・304号上美生通
- 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
河西郡芽室町東6条2丁目	3番2	宅地	498.55	498.55	207.32	共有持分2分の1 江本好佑 共有持分2分の1	富良野市北の峰町25番46号 河西郡芽室町東6条5丁目5番地7	なし	なし	なし	なし

						江 本 俊 雄	ただし、登記記録上の住所 足寄郡足寄町字足寄太基線84番地				
--	--	--	--	--	--	---------	----------------------------------	--	--	--	--

5 裁決手続開始決定の日
平成25年 5月10日
